

第3 形式的要件

形式的要件は不要であり、完成品かどうか、固定されているかどうか、方式の履践は問われない。

1 完成品かどうか

「著作物は、公表の有無にかかわらず、未完成であっても (*même inachevée*)、著作者の構想の実現という事実のみによって創作されたものとみなされる」(111-2条)。ここで明記されているとおり、作品が完成しているかどうかは、著作物の保護の要件ではない。したがって、下書きや習作であっても著作物である。コンピュータ・プログラムに関しては、準備段階にある完成前の構想素材 (*le matériel de conception préparatoire*) を含むことが明記されている (112-2条13号)。

2 固定の有無

「精神の著作物の著作者は、その著作物に関して、自己が創作したという事実のみにより (*de seul fait de sa creation*)、排他的ですべての者に対抗しうる無形の所有権を享有する」(111-1条)。また、111-2条も「著作者の構想の実現という事実のみによって」と規定しているとおり、著作物を媒体に固定することは必要とされていない。たとえば、112-2条2号は、講演や説教などの口述の著作物を保護している。著作物の物質的媒体が消滅したとしても独占の存在を妨げないが、著作物の存在の立証の問題はある。

パントマイムや舞踊の振り付けは、法文上では固定が必要とされている (112-2条4号) が、固定は要件でなく立証のためと理解されている。

3 方式の履践

著作権の成立には、方式の履践を要しない。1793年法は、侵害訴訟を提起する要件として登録を要求していたが、1925年に廃止された。

方式を要しないことは、111-1条1項に、精神の著作物の著作者は、創作の事実のみによって所有権を享有すると規定されていること、111-2条に、著作物は、公表の有無にかかわらず、未完成であっても、著作者の構想の実現という事実のみによって創作されたとみなされると規定されていることに示されている。

遺産法典 (*Code de patrimoine*) による法律上の寄託 (*dépôt légal*) は義務的であるが、これを無視しても著作権による保護には影響しない。

★目次★

http://www.tatsumura-law.com/attorneys/tomoko-inaba/column/?page_id=1237